

教育に関する事務の点検・評価「評価項目」の変遷について

時期	点検・評価の定義	評価項目	見直しの背景
平成 20～23 年度	教育委員会が行う教育活動の執行状況を外部の知見を活用して <u>自己評価結果を検証し、事務事業の改善に資すること</u> をいう。	1. 適切性(児童・生徒・保護者の視点、満足度・納得度、サービス度) 2. 効果性(財務と施策水準の視点) 3. 業務改善(内部プロセスの視点) 4. 人材育成(学習と成長の視点、人材資源の最大化)	—
平成 24 年度	教育委員会が行う教育活動の執行状況を外部の知見を活用して <u>自己評価結果を検証し、事務事業の改善に資すること</u> をいう。	1. 必要性(公共性と社会情勢の視点、目的達成の手段としての適性度) 2. 有効性(設定された目標の達成度、施策実現や向上への寄与) 3. 効率性(実施方法とコストの視点)	行政評価(事務事業評価)の <u>手続にしたがって行う「内部評価」と</u> 、一定の事業について、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用して点検・評価を行う「 <u>外部評価</u> 」に分けて実施。 ∴行政評価と同じ3つの評価項目に変更。
平成 25 年度 以降	外部の知見を活用して教育委員会事務局が行う教育活動の執行状況を検証し、 <u>教育施策の推進に資すること</u> をいう。	1. 効率性(実施方法とコストの視点) 2. 有効性(設定された目標の達成度、施策実現や向上への寄与)	個々の事業を評価する評価方法ではなく、教育施策を構成する事業について評価する方法に変更。

※今後は、教育ビジョンに掲げる「教育施策の推進」という観点から、教育ビジョンの改定とあわせて、「評価」手法についても整理・検討を行う。